Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

								業								
別 [5	表 0」	ー次葉 又は「52	2」欄に	記載が	ある場	易合	には、適用額	明糸	田書	まに以下の	記載	が必要で	ぎす	0		
					法	人	、税	預		の計		算				
額	以下	うち中小 の金額 - 800万円				50	000	(50)) (の 15 % 又	は 1	9 % 相 当	新額	53	1	
		うち特例 Eの年10億 (1)-		額を超え		51	000	(5)	1)	Ø 22	%	相当	額	54		
そ	0	り 他 (1)	の 所 (50)		金額	52	000	(55	2) 0	カ19%又り	は 2 3	. 2 % 相当	当額	55		
					地	方	法人和	一 说	割	頁 の i	计	算				
所	得	の金額	に対す (33)	- る法 /	人税額	56	000	(50	3) 0	の 4.4 % 又	は 10).3%相旨	当額	58		
課	税丨	留保金額	頁に対 [・] (34)	する法	人税額	57	000	(5'	7) 0	刀 4.4% 又	は 10					
					この	申(告が修正申行	古 て	Ē đ	ある場合の	の	P	16	6参	参照	
		所得金	:額 又	は欠掛	員金額	60		+1/1	_	所得の会法 人		i に 対 す 税	⁻ る 額	68		
生	この	課税土	:地 譲	渡利益	益金額	61		地方	この	課税留保法人		額 に 対 す 税	トる 額	69		
人	申告	課税	留	保(金 額	62		法人	申	課税標	準 (68) +		額	70		000
脱	前の	法	人	税	額	63		税	告	確定地	方	法人税	額	71		
狽 の	0	還	付	金	額	64	外	額の	前	中間	堤	t 付	額	72		
	 こ又 () 又() 又()	の申告に。 は 減 少 16) — (63)) よ((64) —	より納付する 還 する 還 老しく (28))	すべき注 を付請さ は((16)	去人税額 求 税 額 +(64))	65	外 00	計	の	欠損金の環		戻しに』 金	こる 額	73		
· 算	この申	欠損金の当	又は災	· 害損;		66		算	地 ((₄	上の申告に 方 法 44)ー(71))若し ば(((72)ー(45))	: くは ((人 税 44)+(72)+(額 (73))	74		00
	中告前の	翌期へ 又 は				l h/										

別表一次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注)1 適用額は、年800万円が上限となります。
 - 2 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。
 - 3 適用除外事業者(*)に該当する普通法人は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載 しないでください。
 - (*) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の	00380	「50」欄の金額
	第1号	※ 1	
	第42条の3の2第1項の表の	00381	
	第2号	※ 2	
	第42条の3の2第1項の表の	00382	
	第3号	※ 3	
	第42条の3の2第1項の表の	00383	
	第4号	※ 4	
	第42条の3の2第2項	00384	
	at the Long shorther and a second state of the	※ 5	

- ※1 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは 資本若しくは出資を有していないもの(特定の医療法人を除きます。)又は人格のない社団等
- ※2 一般社団法人(非営利型法人に限ります。)、一般財団法人(非営利型法人に限ります。) 公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備 事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合
- ※3 公益法人等(一般社団法人等を除きます。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)
- ※4 特定の医療法人
- ※5 特定の協同組合等(*)
- (*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一「1」欄が「O」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	「50」及び「52」 欄の合計金額